

平成 30 年 5 月～平成 30 年 6 月株主総会 議案別議決権行使状況

1. 会社提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙 委任 (D)	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	626	54	0	0	680
	監査役の選解任	391	6	0	0	397
	会計監査人の選解任	4	0	0	0	4
役員報酬に関する議案	役員報酬(*1)	238	1	0	0	239
	退任役員退職慰労金の支給	21	0	0	0	21
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	429	2	0	0	431
	組織再編関連(*2)	5	0	0	0	5
	買収防衛策の導入・更新・廃止	11	3	0	0	14
	その他資本政策に関する議案(*3)	29	0	0	0	29
定款に関する議案		117	1	0	0	118
その他の議案		1	0	0	0	1
合 計		1,872	67	0	0	1,939

(*1) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(*2) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(*3) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成(A)	反対(B)	棄権(C)	白紙委任(D)	合計
合 計	0	96	0	0	96

3. 議決権行使結果の概況

「スチュワードシップ責任に関する基本方針」と「議決権行使に関する基本方針」に則り、602社、2,035件の議案について審議を行いました。会社提出議案では、1,872議案に賛成、67議案に

反対し、株主提出議案に関しては審議の結果、全件反対としました。個別議案においては、取締役選任についての議案に対する反対が多くなりました。

- ・取締役選任については、当該企業の主要な取引先や大株主の業務執行者であるほか、在任期間が長いなど、社外役員として独立性に欠けると判断した企業や、収益基準に抵触し、今後の回復が乏しいと判断した企業、社外取締役以外の取締役の増員について対話による十分な説明がなかった企業、不祥事が発生した企業などの議案に反対しました。

- ・監査役選任については、当該企業の主要な取引先や大株主の業務執行者であるなど、社外役員として独立性に欠けると判断した企業や、不祥事が発生した企業の議案に反対しました。

- ・役員報酬については、収益基準に抵触し、業績と比較して取締役賞与額が過大であると判断した企業の議案に反対しました。

- ・剰余金処分案については、現預金や有価証券などの内部留保が過大であるにもかかわらず、資金使途の説明が不十分であると判断した企業や、収益基準に抵触し、今後の回復が乏しいと判断した企業の議案に反対しました。

- ・買収防衛策、定款の変更については、長期的な株主価値の向上の観点から、十分な説明がないと判断した企業の議案に反対しました。

今後とも、受託者責任の観点から、企業価値（株式価値）の増大及び毀損の防止を図ることを目的に適正な行使を行っていきます。